

書籍訂正情報

2026年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集

③健康保険法・国民年金法

(2026/01/19 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2026年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集
③健康保険法・国民年金法」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれ
いりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

-
- 2026/01/05 更新分… p.1
 - 2026/01/19 更新分… p.2
-

【2026/01/05 更新分】

第1編 健康保険法

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P41 [095] 解説 2行目	…、特例退職被保険者及びその <u>被扶養者</u> 係る健康保険事業の実施が将来にわたり当該健康保険組合の事業の運営に支障を及ぼさないこと等の一定の要件に該当するものとして「 厚生労働大臣 の認可を受けた健康保険組合」をいう。	…、特例退職被保険者及びその <u>被扶養者に係る</u> 健康保険事業の実施が将来にわたり当該健康保険組合の事業の運営に支障を及ぼさないこと等の一定の要件に該当するものとして「 厚生労働大臣 の認可を受けた健康保険組合」をいう。
訂正	訂正箇所	訂正後	
	P89 [196] 解答・解説	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

○	196	必修基本書……該当ページなし
		(則47条1項)本肢のとおりである。なお、本肢の申請書に記載する <u>必要がある事項</u> として、①申請の年月日、②申請者の氏名及び被保険者等記号・番号又は個人番号、③申請に係る被保険者又はその被扶養者の氏名、生年月日及び 被保険者等記号・番号 又は 個人番号 （②に掲げる事項を除く。）、④申請の理由、⑤その他保険者が定める事項であって申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めるものがある場合には、 <u>その旨</u> がある。

【2026/01/19 更新分】

第2編 国民年金法

訂正箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
訂正	P303 [204] 解答	×

以上